

「投資信託取引関連規定」の一部改正のお知らせ

2018年12月27日より「投資信託取引関連規定」を一部改正しますので、お知らせいたします。新旧対照表は以下のとおりです。

なお、新規定は、実施前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

新	旧
<p>I. 投信総合取引規定 第1章から第5章（1. から40.）変更なし</p> <p>第6章 累積投資取引 41.（累積投資取引） （1）変更なし （2）累積投資とは、あらかじめ定められた方法によりお客さまが当行に預け入れた預金、収益分配金等の金銭を対価として投資信託の設定の注文を行い、当該受益証券または受益権を取得することをいいます（以下累積投資における累投銘柄の当該受益証券を「累投受益証券」、当該受益権を「累投受益権」といい、これらを総称して「累投受益権等」という。） （3）本章において定義のない用語で、累投銘柄に係る累積投資規定または当行が別途定める「投信積立規定」に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。 42.（累積投資取引の申込） （1）お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書（累積投資取引申込書も含む。）を当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。 （2）累積投資のうち収益分配金の再投資を行なう累投銘柄の累投受益権等の買付または分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更をご希望される際には、累投銘柄毎に定められた時期・方法に従い、募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権等の買付に係る申込書（以下本章において「買付申込書」という。）等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを取引店にご提出ください。買付申込書またはその他当行所定の申込書等の提出により、当該累投銘柄に係るお客さまの累積投資取引開始の申込みがなされたものとします。 （3）累積投資のうち投信積立については、当行所定の時期・方法に従い、投信積立申込書等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを取引店にご提出ください。投信積立申込書またはその他当行所定の申込書等の提出により、累投銘柄のうち指定投資信託の銘柄に係るお客さまの投信積立の開始の申込みがなされたものとします。 （4）上記（1）の投信総合取引申込書の提出をいただくにあたり、または当行所定のときに、当行は当該累投銘柄に係る累積投資規定その他関連規定をお渡しいたします。</p> <p>43. から46. まで変更なし 47.（収益分配金の再投資） 上記46.（1）に基づき保管または管理する累投受益権等のうち収益分配金の再投資を行う累投銘柄の収益分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、各累投銘柄に係る累積投資規定等に従い当該累投受益権等につき買付申込の取次を行います。 48. から52. まで変更なし 53.（その他） 累投銘柄の累積投資規定の定めは、本章の定め優先して適用されるものとします。また、累積投資のうち投信積立に係る投信積立規定の定めは、累積投資規定および本章の定め優先して適用されるものとします。</p> <p>第7章 指定預金口座 54. および55. まで変更なし 56.（金銭の引落し） （1）変更なし （2）上記13.（2）、24.（2）、27.（3）、49.（1）および（2）等この規定に定める税金の差し引きにつき、租税特別措置法その他の関係法令の定めまたは当行の事務手続により、差し引き不能または差し引き額の不足が生じた場合、その不足額については、当行所定の日に当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、お客さまから当座小切手の振出しまたは通帳および払戻請求書の提出をいただく前に、指定預金口座から自動引落しの方法にて引落しを行うことができるものとします。 （3）同日に数件の引落しを行う場合において、その総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。また、当座勘定規定に基づく手形、小切手等による支払ならびに普通預金規定に基づく普通預金通帳および払戻請求書による支払との関係におい</p>	<p>I. 投信総合取引規定 第1章から第5章（1. から40.）変更なし</p> <p>第6章 累積投資取引 41.（累積投資取引） （1）変更なし （2）累積投資とは、あらかじめ定められた方法によりお客さまが当行に預け入れた預金、収益分配金等の金銭を対価として投資信託の設定の注文を行い、当該受益証券または受益権を取得することをいいます。</p> <p>（新設）</p> <p>42.（累積投資取引の申込） （1）お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書（累積投資取引申込書も含む。）を当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。累積投資のうち収益分配金の再投資を行う累投銘柄の受益証券（以下「累投受益証券」という。）または受益権（以下「累投受益権」といい、累投受益証券とあわせて以下「累投受益権等」という。）の買付または分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更をご希望される際には、累投銘柄毎に定められた時期・方法に従い、募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権等の買付に係る申込書（以下本章において「買付申込書」という。）等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを取引店にご提出ください。買付申込書またはその他当行所定の申込書等の提出により、当該累投銘柄に係るお客さまの累積投資取引開始の申込みがなされたものとします。 （新設）</p> <p>（2）上記（1）の投信総合取引申込書の提出をいただくにあたり、または当行所定のときに、当行は当該累投銘柄に係る累積投資規定をお渡しいたします。</p> <p>43. から46. まで変更なし 47.（収益分配金の再投資） 上記46.（1）に基づき保管または管理する累投受益権等の収益分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、各累投銘柄に係る累積投資規定に従い当該累投受益権等につき買付申込の取次を行います。 48. から52. まで変更なし 53.（その他） 累投銘柄の累積投資規定の定めは、本章の定め優先して適用されるものとします。</p> <p>第7章 指定預金口座 54. および55. まで変更なし 56.（金銭の引落し） （1）変更なし （新設）</p> <p>（2）同日に数件の引落しを行う場合において、その総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。また、当座勘定規定に基づく手形、小切手等による支払ならびに普通預金規定に基づく普通預金通帳および払戻請求書による支払との関係におい</p>

新	旧
<p>でも同様とします。 (削除)</p> <p>57. および58. 変更なし</p> <p>第8章(59. から76. まで) 変更なし</p>	<p>でも同様とします。 (3) お客さまが債券総合口座の普通預金口座を指定預金口座としてご指定された場合で、買付価額等が指定預金口座の残高を超えるときには、当行は債券総合口座取引規定に基づいて当該不足額を当座貸越として自動的に貸出し、指定預金口座に入金の上、上記(1)と同様の処理を行うことができるものとします。 57. および58. 変更なし</p> <p>第8章(59. から76. まで) 変更なし</p>
<p>II. 外国証券取引口座規定 第1章および第2章(第1条から第13条まで) 変更なし</p> <p>第3章 雑則 第14条から第23条まで変更なし <u>第24条(個人データ等の第三者提供に関する同意)</u> お客さまは、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客さまの個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限り)が提供されることのあることに同意します。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2) お客さまが当行に寄託した外国証券に表示される権利に係る当該外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券又はお客さまが当行に寄託した外国証券に表示される権利に係る外国証券の発行会社が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下本条において「適用国内外法令等」という。)に基づく書類の作成、適用国内外法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行会社若しくは保管機関</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の適用国内外法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p>	<p>II. 外国証券取引口座規定 第1章および第2章(第1条から第13条まで) 変更なし</p> <p>第3章 雑則 第14条から第23条まで変更なし (新設)</p>
<p>III. 投資信託受益権振替決済口座管理規定 変更なし</p>	<p>III. 投資信託受益権振替決済口座管理規定 変更なし</p>
<p>IV. 投資信託特定口座取引規定(特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定) 変更なし</p>	<p>IV. 投資信託特定口座取引規定(特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式配当等受領委任に関する規定) 変更なし</p>
<p>V. 累積投資規定 V-1 株式投資信託等累積投資規定 1. 規定の趣旨 (1) 変更なし (2) この規定に別段の定めがないときには、個別ファンドの目論見書(以下「目論見書」という。)、および当行の「投信総合取引規定」(以下「投信総合取引規定」という。)等に従って取扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定または当行の「<u>投信積立規定</u>」に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。また、<u>投信積立規定の定めは、この規定の定め</u>に優先して適用されるものとします。</p> <p>2. から5. まで変更なし 6. (分配金の再投資方法、時期および価額) (1) 上記5. に基づき保管または管理する個別ファンドの<u>うち収益分配金の再投資を行う銘柄に係る</u> 受益権等の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4. の定めに基づいて個別ファンドの受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。 (2) 変更なし 7. から11. まで変更なし</p> <p>V-2 株式投資信託等累積投資規定 1. (規定の趣旨) (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行(以下「当行」という。)との間の、下記の投資信託委託会社(各々以下「投資信託委託会社」という。)により各々設定された公社債投信(分配金再投資コース)(以下</p>	<p>V. 累積投資規定 V-1 株式投資信託等累積投資規定 1. (規定の趣旨) (1) 変更なし (2) この規定に別段の定めがないときには、個別ファンドの目論見書(以下「目論見書」という。)、および当行の「投信総合取引規定」(以下「投信総合取引規定」という。)等に従って取扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。</p> <p>2. から5. まで変更なし 6. (分配金の再投資方法、時期および価額) (1) 上記5. に基づき保管または管理する個別ファンドの受益権等の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4. の定めに基づいて個別ファンドの受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。 (2) 変更なし 7. から11. まで変更なし</p> <p>V-2 株式投資信託等累積投資規定 1. (規定の趣旨) (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行(以下「当行」という。)との間の、下記の投資信託委託会社(各々以下「投資信託委託会社」という。)により各々設定された公社債投信(分配金再投資コース)(以下</p>

新	旧						
<p>「公社債投信」という。) についての累積投資取引に関する取扱を定めたものです。</p> <table border="1" data-bbox="69 181 606 293"> <tr><td>投資信託委託会社</td></tr> <tr><td>アセットマネジメントOne株式会社</td></tr> <tr><td>大和証券投資信託委託株式会社</td></tr> </table> <p>(2) 変更なし 2. から11. まで変更なし</p> <p>V-3 変更なし</p>	投資信託委託会社	アセットマネジメントOne株式会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>「公社債投信」という。) についての累積投資取引に関する取扱を定めたものです。</p> <table border="1" data-bbox="1066 181 1604 293"> <tr><td>投資信託委託会社</td></tr> <tr><td>みずほ投信投資顧問株式会社</td></tr> <tr><td>大和証券投資信託委託株式会社</td></tr> </table> <p>(2) 変更なし 2. から11. まで変更なし</p> <p>V-3 変更なし</p>	投資信託委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社	大和証券投資信託委託株式会社
投資信託委託会社							
アセットマネジメントOne株式会社							
大和証券投資信託委託株式会社							
投資信託委託会社							
みずほ投信投資顧問株式会社							
大和証券投資信託委託株式会社							
<p>VI. 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定</p> <p>1. (規定の趣旨)</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投資信託取引関連規定」等の諸規定その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p>2. (非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の当行所定の書類、「非課税適用確認書交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り) または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) 等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。また、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。) なお、お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所とします。) を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」という。) または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」という。) の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行は別途税務署より「非課税適用確認書」を受領したときは、お客さまから当行に提出があったものとして取扱い、当行にて保管します。当行は、非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設します。</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」という。) の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。</p> <p>(6) 変更なし</p> <p>(7) 変更なし</p> <p>(8) 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に上記(7)に従い個人番号の届出を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまについては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。</p> <p>3.</p> <p>(1) 変更なし(ただし、西暦表示へ移行)</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>4. 変更なし</p>	<p>VI. 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定</p> <p>1. (規定の趣旨)</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投資信託取引関連規定」等の諸規定その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p>2. (非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の当行所定の書類、「非課税適用確認書交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り) または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) 等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。また、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。) なお、お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所とします。) を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」という。) または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」という。) の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行は別途税務署より「非課税適用確認書」を受領したときは、お客さまから当行に提出があったものとして取扱い、当行にて保管します。当行は、非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設します。</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」という。) の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。</p> <p>(6) 変更なし</p> <p>(7) 変更なし</p> <p>(8) 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に上記(7)に従い個人番号の届出を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまについては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。</p> <p>3.</p> <p>(1) 変更なし(和暦表示)</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>4. 変更なし</p>						

新

5. (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)
- (1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該本・支店に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
- イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。以下同じ。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
- ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

- (2) 変更なし
- 5-2. (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)
- 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。

- ① 上記3-2.(2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。）の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

6. 変更なし
7. (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
- (1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含み、上記5.(1)①ロおよび②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（上記5.(1)①ロおよび②に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出のあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係る

旧

5. (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)
- (1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該本・支店に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
- イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。以下同じ。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
- ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の本・支店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等

- (2) 変更なし
- 5-2. (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)
- 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。

- ① 上記3-2.(2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。）の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

6. 変更なし
7. (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
- (1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含み、上記5.(1)①ロおよび②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（上記5.(1)①ロおよび②に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出のあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係る

新

もの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

8. (非課税管理勘定終了時の取扱い)

(1) 変更なし

(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところのいずれかにより取扱うものとします。

- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に対して上記5.(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客さまが当行に特定口座を開設しており、上記①に規定する移管を行わない場合(下記③または⑤に該当する場合を除きます。) 特定口座への移管
- ③ お客さまが当行に特定口座を開設しており、上記①に規定する移管を行わず、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第25条の13第8第2号に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管
- ④ お客さまが当行に特定口座を開設しておらず、上記①に規定する移管を行わない場合 一般口座への移管
- ⑤ 上記①から④に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

8-2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

(1) 変更なし

(2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところのいずれかにより取扱うものとします。

- ① お客さまが当行に特定口座を開設している場合(下記②または④に該当する場合を除きます。) 特定口座への移管
- ② お客さまが当行に特定口座を開設しており、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第25条の13第18項により読み替えて準用する同条第8第2号に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管
- ③ お客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ④ 上記①から③に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

9. 変更なし

10. (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

(1) 変更なし

(2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当行所定の日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。

(3) 変更なし(ただし、西暦表示へ移行)

11. から14. まで変更なし

15. (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は解約されます。なお、次の各号の定めにかかわらず、諸法令の定めにより解約日となる日がある場合、または当行が別途解約日として定める日がある場合には、当該日が解約日となります。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき(解約日 当該提出日)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があったとき(解約日 出国日)
- ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届

旧

もの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

8. (非課税管理勘定終了時の取扱い)

(1) 変更なし

(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところのいずれかにより取扱うものとします。

- ① お客さまから当行に対して上記5.(1)②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客さまが当行に特定口座を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ③ 上記①および②に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

8-2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

(1) 変更なし

(2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところのいずれかにより取扱うものとします。

- ① お客さまが当行に特定口座を開設しており、かつ、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 上記①に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

9. 変更なし

10. (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

(1) 変更なし。

(2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当行所定の日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。

(3) 変更なし(和暦表示)

11. から14. まで変更なし

15. (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は解約されます。なお、次の各号の定めにかかわらず、諸法令の定めにより解約日となる日がある場合、または当行が別途解約日として定める日がある場合には、当該日が解約日となります。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき(解約日 当該提出日)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があったとき(解約日 出国日)
- ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出

新	旧
<p>出書」の提出があったものとみなされた日（解約日 出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合（解約日 当該非課税口座開設者が死亡した日）</p> <p>⑤ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき</p> <p>⑥ お客さまがこの規定に違反したとき</p> <p>⑦ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき</p> <p>16. および17. 変更なし</p>	<p>書」の提出があったものとみなされた日（解約日 出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合（解約日 当該非課税口座開設者が死亡した日）</p> <p>⑤ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき</p> <p>⑥ お客さまがこの規定に違反したとき</p> <p>⑦ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき</p> <p>16. および17. 変更なし</p>
<p>Ⅶ. 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定</p>	<p>Ⅶ. 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定</p>
<p>第1章</p> <p>1. 変更なし</p>	<p>第1章</p> <p>1. 変更なし</p>
<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. (未成年者口座開設届出書等の提出)</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. (未成年者口座開設届出書等の提出)</p>
<p>(1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」等の当行所定の書類および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認等を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。当行は、未成年者非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設いたします。</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」という。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」という。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 変更なし</p>	<p>(1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」等の当行所定の書類および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認等を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。当行は、未成年者非課税適用確認書が交付される旨を確認できた場合に非課税口座を開設いたします。</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」という。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」という。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 変更なし</p>
<p>3. (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p>	<p>3. (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p>
<p>(1) 変更なし（ただし、西暦表示へ移行）</p> <p>(2) <u>上記(1)</u>の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>(1) 変更なし（和暦表示）</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>(3) 変更なし（ただし、西暦表示へ移行）</p>	<p>(3) 変更なし（和暦表示）</p>
<p>4. 変更なし</p>	<p>4. 変更なし</p>
<p>5. (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>5. (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p>
<p>(1) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」という。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>ロ</u>の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（<u>②により受け</u></p>	<p>(1) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」という。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の</u></p>

新	旧
<p><u>入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、<u>租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」という。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行所定の日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、<u>上記(1)①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u>で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（<u>②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>）を超えないもの</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行所定の日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>6. 変更なし</p> <p>7. (課税未成年者口座等への移管)</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（上記5.(1)①ロもしくは②または5.(2)①もしくは②の移管がされるものを除きます。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) <u>上記(1)①イに規定する課税未成年者口座への移管並びに上記(1)①ロ及び②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</u></p> <p>① <u>お客さまが当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、上記(1)①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。以下同じ。）を開設している場合（ただし下記②または④の場合を除きます。） 特定口座への移管</u></p> <p>② <u>お客さまが当行に特定口座を開設しているが、5年経過日の属する年の当行所定の日までに租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項に規定する必要事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 一般口座への移管</u></p> <p>③ <u>お客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座</u></p>	<p>金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、<u>租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、<u>前項①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</p> <p>6. 変更なし</p> <p>7. (課税未成年者口座等への移管)</p> <p>未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」という。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（上記5.(1)①ロまたは5.(2)①の移管がされるものを除きます。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(新設)</p>

への移管

④ 上記①から③に掲げる場合以外の場合 法令等の定めるところに従い当行所定の方法による取扱い

8. (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」という。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および16. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび上記②に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」という。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

9. 変更なし

10. (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

11. (出国時の取扱い)

(1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

(2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税

8. (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

課税管理勘定または継続管理勘定に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下「上場等廃止事由」という。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および16. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号および第6号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」という。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

9. 変更なし

10. (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同

じ。）以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

11. (出国時の取扱い)

(1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

(2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管

新	旧
<p>管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第3章 課税未成年者口座の管理 12. から15. まで変更なし 16. (課税管理勘定の金銭等の管理) 課税未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の上記14. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限り)または贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限り)による譲渡</p> <p>ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡</p> <p>ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます)による譲渡</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>17. 変更なし</p> <p>18. (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) (1) お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。 (2) 上記(1)の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>19. 変更なし</p> <p>第4章および第5章(20. から22. まで) 変更なし</p> <p>第6章 その他の通則 23. から25. 変更なし 26. (非課税口座のみなし開設) (1) 変更なし(ただし、西暦表示に移行) (2) 上記(1)の場合には、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます)が締結されたものとみなします。</p> <p>27. (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37</p>	<p>管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第3章 課税未成年者口座の管理 12. から15. まで変更なし 16. (課税管理勘定の金銭等の管理) 課税未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の上記14. に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限り)または贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号または第6号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限り)による譲渡</p> <p>ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡</p> <p>ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます)による譲渡</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>17. 変更なし</p> <p>18. (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) (1) お客さまの基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限り)以下この条において同じ。を廃止いたします。 (2) 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>19. 変更なし</p> <p>第4章および第5章(20. から22. まで) 変更なし</p> <p>第6章 その他の通則 23. から25. 変更なし 26. (非課税口座のみなし開設) (1) 変更なし(和暦表示) (2) 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます)が締結されたものとみなします。</p> <p>27. (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37</p>

新	旧
<p>条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに上記11.の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき 当行の定める日</p> <p>⑦ お客さまがこの規定に違反したとき 当行の定める日</p> <p>⑧ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき 当行の定める日</p> <p>28. および29. 変更なし</p>	<p>条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに上記11.の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき 当行の定める日</p> <p>⑦ お客さまがこの規定に違反したとき 当行の定める日</p> <p>⑧ やむをえない事由により当行が解約を申し出たとき 当行の定める日</p> <p>28. および29. 変更なし</p>

Ⅷ. 投信積立規定

1. (規定の趣旨)

(1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間の投信積立に関する取扱を定めたものです。なお、投信積立とは、当行がお客さまのために、お客さまが当行に提出した当行所定の申込書（以下「投信積立申込書」という。）によりあらかじめ指定した買付けるべき投資信託（以下「指定投資信託」という。）を、あらかじめ指定した毎月到来する日（各々以下「購入申込日」という。ただし、当該日が営業日以外の日に該当する場合は翌営業日を当該月の「購入申込日」とします。）および金額（以下「毎月購入金額」という。）にて自動的に買付けるにあたり、指定投資信託の委託会社（以下「投資信託委託会社」という。）に対して、その買付の取次を行う取引をいいます。

(2) この規定に別段の定めがないときには、指定投資信託の投資信託約款、目論見書および当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）、当行の「累積投資規定」等に従って取扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (申込)

お客さまは、当行所定の手続に従って「投信積立申込書」を当行に提出することにより投信積立の申込を行うものとします。お客さまは、投信積立申込書に指定預金口座の口座番号、指定投資信託の銘柄名、購入申込日、増額月、毎月購入金額、増額月の上乗せ金額その他の所定事項をご記入、または投信積立申込書等に印字された必要事項をご確認の上、「投信総合取引規定」第1章4.（1）に定める届出の印章（または署名）により記名押印され、これを「投信総合取引規定」第1章3.（2）に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによって積立投信を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り投信積立を開始することができます。

3. (金銭の払込・引落とし)

(1) お客さまは、毎月購入金額（増額月においては増額月の上乗せ金額を加えた金額）および当行所定の手数料の合計額（各々以下「買付代金額」という。）を、当行所定の日（以下「引落日」という。）に、払込むものとし、当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、お客さまから当座小切手の振出しまたは通帳および払戻請求書の提出を頂かずに、買付代金額につき指定預金口座からの自動引落としによる方法で引落としを行い、その払込に充当することができるものとします。

(2) 上記（1）の引落としによる払込は、上記2.に定めるお客さまの投信積立申込に対する当行の承諾および当該引落としに必要となる当行所定の手続等の完了後に初めて到来する引落日から開始します。

(3) 同日に数件の引落としを行う場合において、その総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれかを引落とすかは当行の任意とします。また、当座勘定規定に基づく手形、小切手等による支払ならびに普通預金規定に基づく普通預金通帳および払戻請求書による支払との関係においても同様とします。

4. (購入申込方法、時期および価額)

(1) 当行は、当行が別に定める場合を除き、上記2.に定める投信積立の申込および上記3.の買付代金額全額の金銭の払込があったとき（ただし、投信積立の申込については、当該申込後の初回の購入に限り必要となります。）に、遅滞なく指定投資信託の購入申込を投資信託委託会社に取り次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。引落日当日において、指定預金口座の残高が買付代金額に満たない場合は、自動引落としは行なわれず、当該引落日の属する月における指定投資信託の受益権等の投資信託委託会社への取次は行われぬものとします。この場合、当該取次が行われなかったことを、当行からお客さまへ通知しません。

(新設規定)

(2) 当行は、各指定投資信託の商品ごとに定める代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

(3) 購入申込の内容が確定する当行所定の日（以下「確定日」という。）までに当行が承諾した投信積立のお申込については、当該確定日直後の購入申込日から購入します。確定日の翌営業日以降に承諾した投信積立のお申込については、当該確定日の翌月の購入申込日から購入を行います。その場合、当該確定日直後の購入申込日に購入を行わなかったことについて特段の通知はいたしません。

5. (投信積立の変更)

(1) お客さまは、投信積立の内容のうち当行所定の事項を変更する場合、当行所定の手続に従って「変更申込書」に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、当行に提出することにより変更の申込を行うものとします。

(2) 確定日までに「変更申込書」を提出し、当行が承諾した場合、当該確定日直後に到来する購入申込日に係る投信積立分より変更します。

(3) 上記(1)に定める当行所定の事項以外の一部の事項について変更する場合、既存の投信積立を終了した上で新たに申込をする必要があります。

6. (残高の通知)

投信積立による指定投資信託の受益権等の残高の通知に関しては、四半期ごとの取引残高報告書で行います。なお、購入の都度の報告は行いません。

7. (投信積立の解約)

(1) 投信積立は、当行所定の方法によるお客さまからのお申し出により解約することができます。解約するときには、投信積立申込書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店にご提出ください。「投信総合取引規定」第8章59.(1)によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。届出の印章を失った場合の解約は、このほか「投信総合取引規定」第8章62.に準じて取扱います。

(2) 上記(1)に定める解約に該当する場合でも、別途定めるところを除き、受益権等の換金を行いません。

(3) 確定日までに「終了申込書」を提出し、当行が承諾した場合、当該確定日直後以降の引落しは行わず当月以降の購入取次は行いません。

(4) 投信積立は、上記(1)によるお客さまからの終了のお申し出の他、「投信総合取引規定」第6章52.(2)および第8章60.(2)の定めに従って当行が解約すべきものとして判断した場合にも解約することができるものとします。その場合、受益権等については換金します。

8. 規定の変更

(1) この規定は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会、投資信託協会が定める諸規則の変更等によりその必要を生じた場合、または当行が必要と認めた場合には、何らの予告もなく変更されることがあります。

(2) 当行は、この規定の内容を変更した場合は、その変更事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し出がないときは、その変更に同意したものとします。

(3) 上記(2)の通知は、その内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、またはその内容が軽微である場合には、取引店の店頭掲示、店頭備置またはホームページへの掲載等適宜の方法で告知することにより、代えることができるものとします。

以上

(実施日：2018年12月27日)

以上

(実施日：平成29年11月6日)

なお、規定の解釈を変えない範囲で一部表記(元号表記を含む)の統一を別途行いますが、記載は省略します。